

「舞鶴市まちづくりビジョン策定業務委託に関する質問回答書」

標記の件につきまして、質問が下記のとおりありましたので回答します。

令和8年4月13日

舞鶴市 都市計画課

委 託 名： 舞鶴市まちづくりビジョン策定業務委託

委託番号： 舞都計第1号

番号	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書 第1章 (成果品) 第17条	「(1) 業務中間報告書(会議資料等綴り。ファイル綴じ) 2部」と記載がありますが、最終の報告書の他に中間報告書が必要との認識でよろしいでしょうか。	仕様書の記載ミスであり、最終報告書を2部提出してください。 修正した仕様書をホームページに掲載します。
2	仕様書 第2章 1.2 定義する地物とLOD	LOD2への拡張に際し、作成のためのデータ(点群データ等)は貴市からご提供いただくことは可能でしょうか。	必要なデータは市から提供いたします。
3	仕様書 第2章 2.8 目指す都市像の可視化及びプロモーション	「2.8 目指す都市像の可視化及びプロモーション (2) プロモーション」について、プロモーション動画を作成するとあるが、具体的な時間や公表媒体の想定はあるか。	5分程度の動画でYoutube等のSNSでの公開を想定しています。
4	仕様書 第2章 3.1 まちづくりビジョンの対象範囲	「3.1 まちづくりビジョンの対象範囲」について、別紙まちづくりビジョン区域図とあるが、共有可能か。	仕様書の9ページにまちづくりビジョン区域図を添付しています。
5	仕様書 第2章 3.4 まちづくりシミュレーション	3D都市モデルを活用したまちづくりシミュレーションは、のUC-win/Road以外のソフトにて実施のうえ、貴市のUC-win/Roadの3Dモデル上に反映することを想定していますが、問題ないでしょうか。	想定されている方法で問題ありません。
6	仕様書 第2章 3.6 ワークショップの運営支援	「3.6 ワークショップの運営支援」について、「当該エリアのステークホルダーとの合意形成」とあるが、現時点でのワークショップ参加者の想定はあるか。	対象者は、地元住民・産業界・舞鶴高専の学生を想定しています。
7	実施要領 3. (2) .2) 配置予定技術者	「2) 資格要件」について、担当技術者についても照査技術者、管理技術者と同様に配置予定全員が技術士または RCCM の資格を有しなければならないか。	管理技術者、照査技術者、担当技術者のすべての配置予定技術者に技術士もしくはRCCMの資格を求めています。

8	実施要領 4. スケジュール	企画提案書提出期限について、ホームページ上の記載は令和 8 年 4 月 15 日（水）正午とあるが、実施要領に記載の通り、令和 8 年 5 月 1 日（金）でよろしいか。	実施要領に記載の令和 8 年 5 月 1 日（金）が企画提案書の提出期限です。 ホームページの記載は修正しました。
9	実施要領8. (3) 評価委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施	企画提案に係るプレゼンテーション（Web にて実施）について、「場所：舞鶴市内」とあるが、舞鶴市内の場所に赴き、Web にて審査されるという認識で相違ないか。	提案者がWEB会議に参加される場所は問いません。
10	様式4 業務実施体制表	「様式4 業務実施体制表」に記載する担当技術者は1名のみとする認識でよろしいでしょうか。	1名です
11	様式7 企画提案書	様式 7（企画提案書）について、「a.業務の実施計画、業務 フロー・工程計画、実施体制を 1 枚に記載すること。」とあるが、これらをすべて A4 で1枚に記載する必要があるか。また、「b.各評価テーマおよび企画提案はそれぞれ1枚に記載すること」とあるが、すべて A5 サイズか。	業務の実施計画、業務フロー・工程計画、実施体制をA4の様式1枚に記載してください。 また、評価テーマ及び企画提案はそれぞれA4の様式1枚に記載してください。
			以下余白